

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和7年度）

住 所 東京都千代田区神田練堀町85番地
JEBL秋葉原スクエア
事業者名 首都圏新都市鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 良

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	現在のところ計画はありません。（全車両基準適合済）	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・ホームから車両への乗降	・入社1年目の駅務員を対象に、スロープを利用して車両に乗車される方への介助教育を実施する。	計画の通り実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・人員配置の工夫	・秋葉原駅・新御徒町駅・北千住駅・六町駅・八潮駅・三郷中央駅・南流山駅に於いては、朝ラッシュ時の利用が多く、旅客支援に対応できる要員拡充の為、警備員・アルバイトを採用するとともに、運用や配置を検討し、ホーム監視、巡回、旅客誘導を強化、併せて駅務員による車椅子ご利用の旅客等のご案内を実施する。	アルバイト社員募集の為、学校などに出向き要員を確保し、ご案内を実施している。
・サービス介助士取得者の配置	・駅業務に従事する者のサービス介助士資格取得率は2024年度末時点で約 85.7%。2023年度の取得率は94.2%であり取得率が減少したが、その原因は昨年度は中途採用者（社会人採用）を多数駅務管理所に配置したためである。2025 年度以降も引き続き駅係員、乗務員の取得率の向上を図るとともに有資格者及び資格をまだ取得出来ていない係員に対しても日頃からの教育を継続するなど、知識・技能を備えた職員によって、安定した高品質なご案内を提供する。	駅業務に従事する者は2025年度末約88.2%取得。乗務員に関しては69.7%が取得。

・他社（局）線との連携	・他社（局）線との接続駅（秋葉原駅・新御徒町駅・北千住駅・南流山駅・流山おおたかの森駅・守谷駅）に於いては、車椅子ご利用旅客や目の不自由な旅客等が乗換えの際に駅務員が専用インターホン（テレスピ）を介して連絡をとり、相互に情報共有を図り、乗換先改札までご案内し、職員の対面引継ぎを実施している。	引き続き、相互に情報共有を図り介助が必要なお客様等に安心して利用頂けるように協力している。
・異常時に於ける旅客誘導の為の設備	・エレベーター、エスカレーター等の駅設備が停電・故障等による停止時や列車の駅間停車等の異常時に於いて負傷者や視覚障害者および車椅子ご利用の旅客搬送の為、各駅に1台ずつ配備した「電動式階段昇降機」および「搬送トロ」でのご案内を実施する。また、避難誘導時の案内用に多言語拡張装置（4か国語対応）を使用して多言語での情報配信を図ることにより、安全な誘導を行う。	計画の通り実施済み。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・多言語化の推進	・既存車両の車内表示器について従来の表示器から多言語表示機能（4 か国語）を備えたフルカラーLCD 表示器への更新。	2025年度末で対象車両の85%が更新完了。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・サービス介助士の資格取得支援	・サービス介助士の資格取得支援および更新(取得・更新費用は会社で負担)を引続き実施していく。	駅業務に従事する者は2025年度末約88.2%取得。乗務員に関しては69.7%が取得。 計画の通り実施済み。
・定例教育・研修の実施	・新入社員研修および年間教育訓練計画に基づく各職場での定例教育、本社主催の研修による教育の実施	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・広報活動	・ホームページ「安心・快適」への取り組みページに掲載。	計画の通り実施済み。
・啓発活動	・認識や理解を広げるため、EV利用円滑化ポスターを掲示。	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

計画の通り実施済み。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

--

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	41 編成 246 (両)	41 編成 246 (両)	41 編成	0 編成	0 編成	41 編成	0 編成
(合計)	41 編成 246 (両)	41 編成 246 (両)	41 編成	0 編成	0 編成	41 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	